

岩手県告示第192号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

令和6年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 二級河川有家川水系大野川

2 指定区間

(1) 左岸 九戸郡洋野町大野第8地割字西大野31番3地先（東大野橋）から九戸郡洋野町大野第32地割字明戸37番2地先（有家川合流点）まで

(2) 右岸 九戸郡洋野町大野第8地割字西大野12番地先（東大野橋）から九戸郡洋野町大野第32地割字明戸39番2地先（有家川合流点）まで